

障害者自立支援法の抜本的見直しを求める意見書

障害者自立支援法（以下、自立支援法）の本格施行から1年半が経過した。自立支援法は逼迫する介護保険の財源不足を解消するために、保険料徴収年齢の拡大による新たな財源確保を目的に制定されたため、障がい者の福祉サービスを利益とする「応益負担制度」を導入した。

しかし、自立支援法の施行により、全国各地で多くの問題が噴出する結果となった。例えば、居宅サービスの利用控え、施設への通所の断念、また利用料が払えずに滞納が嵩んでしまったケースなどである。このような状況は、町田市においても例外ではない。

このような事態に対し厚生労働省は、自立支援法の本格施行後わずか2ヶ月で期限付きの「特別対策」を発表し、さらには1年後の2007年12月には「緊急措置」も発表するなど、1年余りの間に二度も制度の修正を余儀なくされている。

2008年度は、自立支援法附則第3条が定めた「定時改正」の年に当たっている。すでに厚生労働省は、法改正の検討をスタートしたが、2007年5月に厚生労働省に設置された介護保険と障害福祉の統合の検討を目的とした「有識者会議」は、2009年の統合を見送る中間報告を発表している。また同年12月、自由民主党・公明党の与党プロジェクトチームは、「自立支援法の抜本的見直し」と題する報告書を発表し、その中で「定時改正」の検討に当たって、「介護保険との統合を前提としない」ことを提言している。

すなわち、自立支援法は二度にわたる修正を重ねたにもかかわらず、「定時改正」迎えて、法制定の根拠から見直す必要に迫られていると言えるのである。

よって、町田市議会は、国に対し、下記の点を含めた抜本的見直しを求めるものである。

記

1. 障がい者の所得の実態とともに、障がいに着目した負担制度のあり方を検討すること。
2. 適切なサービスを保障できる報酬水準を確保するとともに、市の「超過負担」を考慮した報酬体系に改めること。
3. 「定時改正」に当たっては、障がい者とその家族等の実態に基づいた自立支援法の徹底的な検証を行うとともに、市町村の意見を十分に反映すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。